

令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請に伴う発注者別評価点について

多度津町内の営業所（本社を含む。）を登録する事業者につきましては、「発注者別評価点申請書」及び以下に指定する添付書類を提出してください。

評価項目		評価点	評価時期	対象・提出書類等
技術力	町内における技術力	右の算定式により算出した数値 A	審査時	$A = J \times 5 + K \times 2$ <p>J : 1級技術者数（上限20） K : 2級技術者数 （登録基幹技能者を含む）</p> <p>※20を超えるJはKとして算出する。 ※各技術者については、いずれも経営規模等評価結果通知書に記載された人数のうち多度津町内の本社・営業所で建設業に従事する者とする。</p> <p>【提出書類】 技術点項目等調書</p>
品質環境等	ISO 9001（品質保証）	10点	審査時	<p>【提出書類】 JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJABと相互認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）のコピー</p>
	ISO 14001（環境）	10点 ※両方取得→10点		<p>【提出書類】 JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJABと相互認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）のコピー</p> <p><u>※エコアクション21との重複加点なし</u></p>
	エコアクション21（環境）			<p>【提出書類】 認証を受けた登録証のコピー</p> <p><u>※ISO 14001との重複加点なし</u></p>

評価項目		評価点	評価時期	対象・提出書類等
共同 参 画	障害者雇用	5点	審査時	<p>【対象】 「障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」に基づく障害者雇用義務を達成し、同法43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている事業者、または同法に基づく報告義務はないが身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している事業者</p> <p>【提出書類】 障害者雇用の報告書（様式第1号） ※申請時点で雇用していれば加点对象となる。</p>
	育児休業制度	5点		<p>【対象】 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」における努力事項として規定される制度を実施している事業者</p> <p>【提出書類】 ・育児・介護休業制度に係る報告書（様式第2号） ・労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し（該当部分をマーカー等で明示すること。） ※種別欄のうち1つでも実施制度があれば加点对象となる。</p>
	介護休業制度	5点		
	再雇用制度	2点		
	人権研修会等への参加	2点/回 ※最大8点・4回		<p>【対象】 当町が指定する令和5・6年度開催の人権等研修・講習会に参加した事業者 ※同一の講習会等に同一事業者から複数名が参加した場合でも事業者としての参加回数は1回とする。</p> <p>【提出書類】 多度津町人権研修会等受講参加証明書（様式第3号） ※令和5年8月に開催した「香川県人権・同和問題講演会（Web講演会）」及び令和6年8月に開催した「香川県人権・同和問題講演会（Web講演会）」については受講後に発行される参加証明書の写しを提出すること。</p>

評価項目		評価点	評価時期	対象・提出書類等
災害 対応 等	建設業労働災害防止 協会への加入	5点	審査時	【対象】 ○中央労働災害防止協会会員 ○建設業労働災害防止協会会員 など 【提出書類】 加入証明書のコピー等加入済みであることを確認できるもの
	多度津町との災害協 定締結等	5点	審査時	【対象】 ○災害協定締結事業者 ○防災連絡協議会会員 【提出書類】 協定書のコピー等協定締結等が確認できるもの
	清掃活動等地域貢献	2点/回 ※最大6点・3回	審査時	【対象】 道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動など地域住民の生活環境の向上に寄与する活動を行った事業者 【提出書類】 活動等実施報告書（様式第4号） ※令和5年1月1日～令和6年12月31日に実施した活動が対象
	災害応急措置等の実施	2点/回 ※最大8点・4回	右記報告書提出時 ※令和7年4月1日 ～9年3月31日	【対象】 多度津町との災害協定締結済み事業者又は連絡協議会会員で、2ヵ年度中に自然災害が発生した際に応急措置活動等を行った事業者 【提出書類】 災害応急措置活動報告書（様式第5号）

※太枠部分の項目「災害応急措置等を実施」については、入札参加資格者名簿有効期間（2年）における活動を随時評価するものであるため、入札参加資格申請時には提出不要です。